

## 社会福祉法人米原市社会福祉協議会地域福祉活動補助金交付要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、市内の自治会等における地域福祉の推進を図るために行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (交付の要件)

第2条 この補助金は、自治会等が次の各号に掲げる事業を実施した場合等に交付するものとする。

#### (1) 基本補助

本会が行う広報活動や講座等の周知、会費や共同募金などの取りまとめ等の協力に対し、別紙のとおり、自治会世帯数により交付する。

#### (2) ふれあいいきいきサロン

ふれあいいきいきサロンの開催回数により、限度額の範囲内において交付する。

なお、異世代交流を行った場合や、開催回数により、限度額の範囲内において加算する。

#### (3) 子ども食堂または学習支援

子ども等に対し、食事の提供または学習習慣の確立や日常生活習慣、社会性を育成するための場を開設した場合の開催回数により、限度額の範囲内において交付する。

なお、子どもに限らない多世代が参加できる食堂（地域食堂）とした場合は、その回数により、限度額の範囲内において加算する。

#### (4) 福祉懇談会

福祉懇談会を開催した場合に交付する。

#### (5) 見守り活動

・見守りネットワーク会議・・・高齢者や障がい者等に対して、当該自治会内の住民や福祉活動団体・関係機関・事業所等と実施する見守り活動等に関する連絡・連携会議を開催した回数により、限度額の範囲内において交付する。

なお、災害時に備えた要支援者に対する個別の避難支援計画の作成（更新）を内容とした場合は、限度額の範囲内において加算する。

・見守り訪問活動・・・見守りネットワーク会議において共有する見守り対象者に対して行う訪問活動の実施月数により、限度額の範囲内において交付する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除くものとする。

①当該年度中の見守りネットワーク会議の開催回数が3回未満

②サロン活動など特定の事業に参加する者のみを対象とする訪問活動

③特定の個人のみが取り組む訪問活動

#### (6) 避難行動要支援者参加型避難訓練

米原市避難行動要支援者名簿に登録されている方が避難することを想定し、避難行動要支援者が参加する避難訓練を実施した場合に交付する。

#### (7) 新規事業

前各号に掲げる事業の他、地域福祉向上のため、既存の活動以外に新しい活動を展開しようとする自治会等に最長3年間交付する。

2 前項第7号に掲げる事業については、補助金を当該事業に要する経費に充当するものとする。

3 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は補助の対象外とする。

(1) 第1項各号に掲げる事業において、同一日に実施されるなど、重複すると認められる事業

(2) 米原市地域お茶の間創造事業の補助を受ける団体が実施する第1項第2号、第3号および第5号における見守り訪問活動

### (補助対象期間)

第3条 この補助は、当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する活動を対象とする。

### (補助金の交付額)

第4条 自治会等に交付する補助金の額は、別表の地域福祉活動補助額により算出された額とする。

（補助金の交付申請及び請求）

第5条 この補助金を受けようとする自治会等の代表者は、地域福祉活動補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の号に掲げる書類を添えて、第2条第1項第1号から第6号については事業当該年度の5月末日までに、第7号については事業当該年度の6月末日までに、本会会長に提出するものとする。

（1）事業計画書（第2条第1項第7号に関しては様式第1号-2）

（補助金の交付決定および通知）

第6条 本会会長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査および必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、地域福祉活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、申請者に対し補助金を支払うものとする。

2 第2条第1項第7号に掲げる事業については、本会総務地域福祉委員会において交付の決定を行うものとする。

3 本会会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

（変更の届出）

第7条 補助金を受ける自治会等の代表者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本会に届出なければならない。

（1）事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には本会会長の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けなければならない。

（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、本会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業実績報告）

第8条 自治会等は、補助事業が完了したときは、地域福祉活動補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、事業実施年度の翌年5月末日までに本会会長に提出するものとする。

（1）事業報告書（第2条第1項第7号に関しては様式第3号-2）

（2）写真・チラシ等その他関係書類（可能な範囲で可）

2 第2条第1項第1号に掲げる補助に関する報告書の提出は不要とする。

（事業内容の公開）

第9条 本会会長は、補助事業の内容について、本会または本会が認める団体が作成する広報物、ウェブサイト等で公開するほか、本会会長が適当と認められた関係機関へ情報提供することができる。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。